

民事訴訟に携わるすべての方々のために
裁判官・弁護士の視点で解説した控訴審の実務手引書

民事控訴審の
判決と審理

[補正版]

井上 繁規

第一法規

民事控訴審の 判決と審理

著者 井上 繁規 (東京高裁判事・部総括)

A5判・単行本・474頁 定価3,800円(本体3,619円)

控訴審の訴訟運営に関わる実務と理論の架け橋となる体系的な基本書

本書の内容

- ◆民事訴訟の判決と審理についての諸問題を類型化・分析し、判例・学説・実務取扱いを踏まえて、解決指針を提示。
- ◆裁判官および控訴審を戦う弁護士にとって重要な判決の文例を多数紹介し、判決文のあるべき姿を詳細に提示。

内容構成 (目次より抜粋)

第1編 民事控訴審の判決書

控訴の意義、要件及び効力／事件番号、事件名及び当事者／判決主文／破棄差戻し後の控訴審の審判

第2編 民事控訴審の審理

総論／第1回口頭弁論期日前の運用／続行期日における審理／控訴審の判決書／民事控訴審の審理についての5つの提言／ドイツ民事控訴審の実情



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

弁護士からの視点

原審を踏まえて、控訴の趣旨を固め、どのような控訴状を起案するかを考察しています。

2 充実した第1回結審

第3節 第1回口頭弁論期日における審理

1 控訴審における第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日には、控訴状と答弁書の陳述、第1審判決の事実摘示に基づく第1審の口頭弁論の結果陳述、控訴理由書の陳述、その他の準備書面の陳述や証拠の提出、求釈明事項についての質疑応答などが行われるのが一般的である。

ところで、控訴裁判所としては、訴訟記録の到着後、速やかに第1審の審理と結論が正当であるか否かを検討し、当事者との事前協議を通じて、控訴審における審理の対象と範囲及び審理方針を確定した上で、第1回口頭弁論期日に臨むことが、審理の迅速化と充実を図るために必要である。

そして、第1審の審理と結論に問題はないと判断されるときは、控訴審における主張立証の必要は乏しいから、相当の割合の控訴事件は、第1回口頭弁論期日で結審に至る実情にある。

全国の高等裁判所で平成18年の1年間に既済となった民事控訴審訴訟事件の口頭弁論期日実施回数は、1回までの事件が58.5%、2回の事件が18.4%、3回の事件が6.8%、4回の事件が3.2%、5回以上の事件が3.1%であり（最高裁判所事務総局編・前掲119頁）、控訴審では、第1審で十分な審理がされており、更に争点整理や証拠調べをする必要がないと判断された場合には、第1回口頭弁論期日で審理を終結する第1回結審事件が約60%と多いことが明らかである。ただし、口頭弁論期日と弁論準備手続期日の合計が5回以上の事件も10%程度あるので、控訴審から見て第1審の審理が不十分であると判断された事件や、控訴審で新たな主張がされ、争点が追加あるいは変更される事件も、一定程度存在することがうかがわれる。

2 充実した第1回結審

第1回結審に対しては、①控訴審の続行期日における主張立証の機会を強引に第1回結審によって奪われたこと、②何の警告もなしに、第1回結審され、

**ホームページでは
【お試し読み】ができます！**

による慎重な
事前協議に

第3節 第1回口頭弁論期日における審理

よって、控訴審の審理の方向付けがされてしまっていることなどの不満が述べられることが多い。

しかしながら、覆審的な審理方法では、控訴審の審理方針が確定されないうちに、攻撃防御方法の提出と反論及び証拠調べが延々と続き、訴訟遅延の弊害が生じて、適正かつ迅速な審理の実現ができないことは明らかである。また、事案の内容と第1審の審理及び判決内容等にかんがみて、早期の段階で争点の解明をなし得る早期解明型事案において、第1回結審による早期の終結を目指すことには何ら問題がない。さらに、主任裁判官においては、訴訟記録が到着した後、速やかに、第1審の事実認定及び法律上の問題点の調査を尽くした上、合議体による合議を実施し、事案に即した適切な審理方針を定めるようにすれば、当事者の誤解は生じない。

その結果、控訴裁判所が、控訴理由において指摘された特定の認定判断の当否に控訴審の審理の対象を絞り、この争点に対する集中的な審理を進める形で「統審制の下における事後審的訴訟運営」による充実した第1回口頭弁論期日を実施して、特に主張の追加や証拠調べをする必要がない審理状態に至れば、第1回結審について、当事者双方の理解を得ることもできる状況となる。充実した事後審的訴訟運営の1つの結果として、第1回結審が行われるにすぎない。

3 続行期日の指定

第1審判決が欠席判決であったり、公示送達による場合、本人訴訟の場合、原審での争点整理に不備がある場合、控訴審において新たな主張の追加や請求の変更がされた場合など、事案の内容と第1審の審理及び判決内容等にかんがみて、争点の解明のために弁論の続行や証拠調べによる弁論の深化を必要とする弁論深化型事案については、第1回結審をすることなく、控訴審において十分な主張立証を尽くさせる審理を行う必要がある。

このような弁論深化型事案においては、無理に第1回結審をすることは相当ではないから、主任裁判官を受命裁判官として、弁論準備手続を指定したり、和解期日を指定したりして、弾力的な運用を図る必要がある。

4 心証の開示と不意打ち防止

控訴裁判所が、訴訟記録を検討した結果、第1審で審理が十分に行われており、控訴審で更に主張立証を尽くす必要はないものの、第1審の結論は誤って

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!